地方独立行政法人長野県立病院機構 第4期中期目標(案)の概要について

令和6年10月 医療政策課

Ⅰ 中期目標とは

- 県の指示する県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標「地方独立行政法人法第25条第1項]
- 規定事項「地方独立行政法人法第25条第2項]
 - ① 中期目標の期間 ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 ④ 財務内容の改善に関する事項
 - ⑤ その他業務運営に関する重要事項

Ⅲ 策定のポイ<u>ント</u>

- 外部環境の変化(人口減少・少子高齢化・医療ニーズの変化・新興感染症・医療 DX・働き方改革への対応)
- 内部環境の変化(経営状況の悪化、収益と費用のアンバランスの是正)

各病院の役割に即した医療提供と自律的な経営により、 「効率的で質の高い医療」を持続的に提供

Ⅲ 第4期中期目標の概要

第1 目標期間

2025年(令和7年)4月1日~2030年(令和12年)3月31日[5年間]

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 県立病院が担うべき医療の提供

・ 人口減少や地域の医療ニーズの変化等を見据え、各病院が自身の役割に即した医療を提供 (災害時や新興感染症発生時においても、各病院は機能に応じた必要な医療提供体制を確保)

区分	病院の果たす役割
信州 医療センター	感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、今後増加が見込まれる高齢者疾患 (肺炎・骨折等)に適応した地域医療を提供するモデル
こころの医療 センター駒ヶ根	精神科医療における県の中核病院として、ニーズに即した質の高い専門医療を提供
阿南病院	下伊那南部地域の住民が住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、外来・在宅を中心に 地域に密着した医療を提供する「人口減少社会における長野県医療の先駆的モデル」
木曽病院	地域唯一の入院機能を持つ有床医療機関として、へき地における急性期機能の維持と回復 期・慢性期機能を充実させるとともに、地域の医療ニーズに適応した外来・在宅医療を提供
こども病院	小児専門病院及び総合周産期母子医療センターとして、一般の医療機関では対応が困難な 疾患の治療など、高度で専門的な小児・周産期医療を提供

2 地域連携の推進

- (1) 地域医療構想への対応
- (2) 地域包括ケアシステムの推進
- (3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進
 - ・市町村、保健福祉事務所、児童相談所などの関係機関、NPO等と連携した各種取組の推進

3 医療従事者の確保・養成と専門性の向上

- (1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成 (2) 機構職員の確保・養成
- (3) 県内医療従事者の技術水準向上への貢献 (4) 信州木曽看護専門学校の運営

4 医療の質の向上に関すること

- (1) より安全で信頼できる医療の提供
- (2) 医療等サービスの一層の向上
- (3) 医療 DX (国が進める医療 DX への対応) (4) 信州大学等との連携
- (5) 医療に関する研究及び調査の推進

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の強化

- ・内部統制システムの構築と本部機能の強化に向けた取組推進
- ・適正な職員配置と公正で客観的な人事評価制度による的確な組織・人事運営

2 経営人材の育成・確保

- ・病院経営能力を備えた人材・医療事務に係るスペシャリストの育成・確保
- 3 業務改善に継続して取り組むための仕組みづくり
- 4 働き方改革への対応
- 5 職員の勤務環境の向上

第4 財務内容の改善に関する事項

経営基盤の強化及び継続的な経営改善と定期的な進捗管理・見直しに取り組むことにより、資金収支の 均衡を考慮した経常黒字を確保し、持続的かつ安定的な経営を推進

1 経常黒字の確保

- ・毎年度の経常収支の改善、中期目標期間中の早期に単年度での経常黒字の達成
- (1) 収益の確保
 - ・診療報酬制度への適切な対応、未収金の発生防止・早期回収
- (2) 費用の抑制
 - ・診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減、経営状況の分析による費用対効果の改善
 - ・最適な職員配置の検討等による職員給与費対医業収益比率の改善

2 資金収支の均衡

- ・毎年度の資金収支の改善、中期目標期間中の早期に単年度での資金収支の均衡
- ・投資・財政計画の策定、収益に見合う投資額の設定と適正な投資判断を行う体制の構築

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理
- 2 施設整備及び医療機器に関する事項
 - ・地域の医療ニーズ、費用対効果、収支見通し、投資財政計画等を踏まえた投資の最適化
- 3 公立病院経営強化ガイドライン等を踏まえた取組
- 4 中期計画における数値目標の設定
 - ・数値目標設定と達成に向けた PDCA サイクルの推進

IV 今後のスケジュール

- 中期目標について、議会の議決(11月定例会予定)を経たうえで県立病院機構に対して指示
- 県立病院機構は、当該中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成
- 中期計画について、議会の議決(2月定例会予定)を経たうえで知事が認可